

写

27生産第32号  
平成27年4月2日

地方農政局生産部長 殿

生産局農産部農業環境対策課長

低温に伴う農作物の被害防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表によると、4月2日の異常天候早期警戒情報では、4月7日～16日の期間、東北地域から九州地域にかけて気温が平年よりかなり低くなる確率が30%以上と見込まれているため、農作物の生育への影響が懸念される場所である。

こうした状況を受けて、「農業技術の基本指針（平成27年改定）」（平成27年3月30日農林水産省ホームページ公表 [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g\\_kihon\\_sisin/sisin27.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin27.html))を踏まえつつ、下記の事項に十分留意の上、農作物の被害を最小限に抑え、生育の回復等を図るため適切な対応が行われるよう、貴局管内の都府県に対し、技術指導の徹底を図られたい。

なお、上記の気象庁発表情報では低温が見込まれない地域もあるが、今後の気象等の急変に備え、ご留意ありたい。

## 記

### ○ 果樹

#### 1 凍霜害の予防対策

- (1) 霜害の発生するおそれのある地帯では、霜害警報連絡体制を確認し、防霜ファンや夜間散水用スプリンクラー等の稼働点検を行う。
- (2) 冷気の停滞は凍霜害の発生を助長するので、防風樹等で冷気が停滞するような場所は裾部を刈り込む。
- (3) 可能な範囲で果樹棚の上部に寒冷紗や不織布等による被覆を行うことなどを通じ、放射冷却を緩和する。
- (4) 燃焼で降霜を防ぐ場合は、火災防止等の観点から周辺環境に十分配慮するとともに、固形燃料や重油、軽油等ばい煙の発生が少ない燃料を使用する。
- (5) 土壌が乾燥している場合には、散水を行う。散水は日中の温度が高い時間帯に行い、地中へ蓄熱させる。

#### 2 凍霜害発生後の被害軽減対策

- (1) 被害を受けた枝はその後の生育をみて、枯死した部分はせん除する。
- (2) 蕾、開花中に凍霜害を受けた場合は、残存花への人工受粉の徹底を図り、結実の確保に努める。
- (3) 幼果に凍霜害を受けた場合は、果実の状態を観察後、被害果の判定ができるようになってから摘果を実施する。
- (4) 結実量が少なく強樹勢になるおそれがある樹では、可能な限り着果させる。副芽や不定芽などから発生した徒長枝は整理し、翌年の結果枝・結果母枝として利用可能な枝は誘引などを実施する。
- (5) 結実量が少ない樹では枝葉が過繁茂になりやすいため、結実量の減少程度や樹勢に応じて施肥量を減らす。

### ○ 茶

茶の凍霜害防止については、27年産一番茶期の凍霜害防止に向けた注意喚起の再徹底について（平成27年3月25日付け26生産第3450号生産局農産部地域作物課長通知。）により注意喚起をお願いしたところであるが、現在、多くの産地で萌芽期を迎えていることから、今般の気象予報を受け、再度、貴局管内の都府県に対し周知及び指導の徹底を図らねばならない。

問い合わせ先

○気象情報について

担当者：生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策企画班 河野

直 通：03-3502-4958

○果樹について

担当者：生産局農産部園芸作物課需給調整第2班 阿部

直 通：03-3502-5957

○茶について

担当者：生産局農産部地域作物課茶業復興推進班 岡本・三宅

直 通：03-6744-2117